

山梨大学教育学研究科教育実践創成専攻（教職大学院）の連携協力校に関する取扱について

令和元年7月31日
教育実践創成専攻会議承認

（趣旨）

第1 この取扱は、「専門職大学院設置基準」の第29条第1項（教職大学院の課程の修了要件）及び第31条（連携協力校の適切な確保）に基づき、山梨大学教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）に在籍する大学院生（ストレートマスター、現職教員学生）の研究理論と現場における実践を往還させ、効果的な実践的指導力を養成する教育を行うため、山梨県内の小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等との連携協力により、教職大学院に設置する「山梨大学教職大学院連携協力校」（以下、「連携協力校」という。）について定める。

（参考）「専門職大学院設置基準」抜粋

第29条 教職大学院の課程の修了の要件は、第15条の規定にかかわらず、教職大学院に2年（2年以上の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。

第31条 教職大学院は、第29条第1項に規定する実習その他当該教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

（連携協力校）

第2 連携協力校は、山梨県教育委員会及び山梨県内市町村教育委員会との連携のもと、次のとおり設置する。

- （1）山梨大学教育学部附属学校園
- （2）大学院生（現職教員学生）の在籍校
- （3）本学教職大学院から参画を依頼し、承諾した山梨県内小・中・高・特別支援学校

2 連携期間は、連携協力校における実習開始年度から2年間とし、連携期間終了後の継続連携については、連携協力校において継続の可否を選択できるものとする。但し、現職教員学生の在籍校の実習開始年度は、現職教員学生の2年次からとする。なお、山梨大学附属学校園は、連携期間を定めないものとする。

（連携協力校における実習）

第3 連携協力校において行う実習科目は、「実習Ⅰ（課題発見実習）」及び「実習Ⅱ（課題達成実習）」（以下、「実習」という。）とする。

2 実習は、学校や児童・生徒の実態把握、授業観察、授業・研究実践等を通して、大学

院生が研究課題に関する実践的な研究を深め解決すると共に、高度な実践力・応用力を育成することを目的とする。

- 3 大学院生（ストレートマスター、現職教員学生）が行う実習内容は、基本的に以下のとおりとする。

（１）学校経営への理解

- ①学校の特色の理解（教育目標や学校の組織に関する理解等）
- ②教育課程に関する理解（特色ある教育課程や年間指導計画）
- ③地域連携等の在り方に関する理解

（２）児童・生徒の観察と理解

- ①発達特性・個人差・行動の観察と理解
- ②学級経営の観察
- ③授業観察及び省察

（３）実践の参加

- ①授業への参加とその省察
- ②学級経営への参加とその省察
- ③教科外活動への参加とその省察

（４）研究課題の明確化とその深化

上記（１）～（３）との関わりを通して各自の研究課題を明確にするとともに深める。

- 4 大学院生（ストレートマスター、現職教員学生）の連携協力校の配属先は、大学院生の研究課題及び連携協力校における研究テーマを可能な限り考慮して決定するものとし、配属人数は連携協力校と協議して決定する。なお、現職教員学生の２年次の配属先は、現職教員学生の在籍校とする。

- 5 実習は、原則として「山梨大学教職大学院実習の手引き」等に基づき実施し、実施にあたり主な留意事項等は、以下のとおりとする。

- （１）教職大学院専任（指導）教員は、大学院生の実習内容及び連携協力校の状況等を考慮し、大学院生の実践力向上のため適切な指導を行うものとする。なお、大学院生は、必要に応じて配属先連携協力校の指導を受けることもできる。
- （２）大学院生は、年間 200 時間（原則、週 1 回、8 時間/回×25 週）以上の実習を行う。なお、年間実習時間を超える場合は、大学院生の修学時間を考慮し、220 時間程度を上限とする。
- （３）大学院生は、「実習時間数記録簿」（様式 1）を作成し、原則として月末に連携協力校の確認を受けるものとする。
- （４）大学院生は、大学院生が連携協力校において実施する研究授業を公開又は参観する場合、「教育実習のてびき」に基づき、連携協力校等に連絡し、許可を得るものとする。
- （５）実習にかかる経費は、原則として大学院生の負担とする。
- （６）実習を履修する大学院生は、災害・傷害保険（賠償責任保険含む）に加入するものとし、加入経費は大学院生の負担とする。

(連携協力校への教員派遣)

第4 連携協力校は、連携協力校における校内研究や教育実践の推進のために、校内研修会、教材の共同開発、授業実践評価、授業研究、TTへの協力等の講師、指導助言者として、本学域教員（共同教育研究施設の教員を除く）を、以下の手順により無償で招聘することができる。

- (1) 連携協力校は、講師派遣の依頼文書（様式2）により教職大学院担当事務又は教職大学院所属教員（以下「教職大学院担当事務等」という。）に依頼する。
- (2) 教職大学院担当事務等は、派遣教員及び日程等の調整を行う。
- (3) 教職大学院担当事務等は、派遣教員及び日程等の調整結果を連携協力校へ通知する。
- (4) 連携協力校は、必要に応じて派遣教員等との連絡調整を行う。